

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）  
情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためにOFF-JTとOJTを効果的に組み合わせた  
訓練を実施した事業主への助成金

対象事業主

- 次のいずれかに該当する事業主
  1. 主たる事業が日本標準産業分類の大分類の「情報通信業」の事業主
  2. IT関連業務を主に担う組織やDXを推進する組織を有している事業主
- 訓練終了後にジョブ・カード様式3-3-1-1 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用）により職業能力の評価を実施する事業主

対象労働者

- 次のいずれかに該当する15歳以上45歳未満（訓練開始時点）の正規雇用労働者
  - ① 新たに雇い入れた者（雇い入れ日から訓練開始日までが3か月以内である者に限る）
  - ② 大臣認定の申請前に既に雇用されている短時間等労働者であって、引き続き、同一の事業主において、通常の労働者に転換した者（通常の労働者への転換日から訓練日までが3か月以内である者に限る）
  - ③ 大臣認定の申請前に既に雇用する通常の労働者
- キャリアコンサルタントなどによるキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを交付されること（新規学卒予定者は除きます）
- 情報処理・通信技術者の職種に関連する業務経験がない者または過去の職業経験の実態等から訓練への参加が必要と認められる者（新規学卒予定者は除きます）

対象となる訓練

- 情報処理・通信技術者の職種に関連する業務に必要となる訓練
  - ※ 共通スキル訓練（マナー研修等）は、OFF-JTの実訓練時間数に占める割合が半分未満であれば認められます
- IT関係の資格（ITSSレベル2以上）取得している者または実務経験が5年以上の者であるOJT指導者により実施されるOJT（ユーザー企業※の場合に限ります）
  - ※ 上記「IT関連業務を主に担う組織やDXを推進する組織を有していること」の要件を用いる企業
- 大臣認定（職業能力開発促進法第26条の3）を受けた訓練

実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）の大臣認定とは

実習併用職業訓練とは、雇用する従業員を対象として行う、企業内での実習（OJT）と、教育訓練機関などでの座学等（OFF-JT）を組み合わせた実践的訓練で、訓練によって修得された技能および知識についての評価を行うものをいいます（職業能力開発促進法第10条の2第2項など）。

実施計画を立てて申請することにより、実習併用職業訓練として厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けると、ハローワークの求人票に、採用後に大臣認定を受けた訓練を受けられることを表示したり、ハローワークのキャリアコンサルティングを受けることができるようになります。

「情報技術分野認定実習併用職業訓練」の助成金は、この認定を受けて行われる実習併用職業訓練を助成の対象としています。

## 助成対象となる費用

- 訓練実施時間（所定労働時間内）の賃金
- 入学金・受講料・教科書代等

## 助成率・助成額

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせ の訓練（IT分野関連の訓 練）	60% （+15%）	45% （+15%）	760円 （+200円）	380円 （+100円）	20万円 （+5万円）	11万円 （+3万円）

## 活用例

### 教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：開発技術者基礎研修
- OFF-JTの内容：各種基礎から開発演習まで
- OJTの内容：受注業務での開発実習
- 訓練時間：OFF-JT 200時間、OJT 500時間
- 受講料：500,000円

### 支給額

**支給総額：652,000円**

#### <OFF-JT>

- 1 経費助成：300,000円（受講料×60%）
- 2 賃金助成：152,000円（200h×760円）

#### <OJT>

- 1 実施助成：200,000円（中小企業）

## 活用のメリット

- 新規学卒者や経験の乏しい者に対して、最長2年の手厚い訓練実施が可能
- 情報処理・通信技術者としてのOJTについては、オンラインによる実施も可能

※ このパンフレットは人材開発支援助成金「人への投資促進コース」内の各訓練の概要についてまとめたものです。

「人への投資促進コース」共通の要件等ございますので、詳しくは詳細版リーフレットもしくは下記連絡先へご連絡ください。

また、正規雇用労働者以外の者については、人材開発支援助成金「特別育成訓練コース」、複数の科目を定額で受講できるeラーニング等での訓練については、人材開発支援助成金「人への投資促進コース・定額制訓練」等、様々な訓練コースがございますので、詳細は下記連絡先へご連絡ください。

## お問い合わせ先

広島労働局職業安定部職業対策課

〒730-0013

広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階

TEL 082-502-7832

FAX 082-502-7835